

地裁委員会

第3回 釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時
平成16年2月19日(木)午後1時30分から午後4時30分
- 2 開催場所
釧路地方裁判所5階第1会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
梅岡義幸(釧路市企画財政部) 佐藤正樹(釧路司法書士会)
酒井源樹(北海道教育大学教育学部釧路校) 平間育子(釧路女性団体協議会)
堀川 勉(北海道新聞釧路支社報道部) 松実 寛(釧路消費者協会)
宮部理喜男(釧路市商店街振興組合連合会) 今 重一(釧路弁護士会)
菊池則明(釧路地裁民事部) 河原俊也(釧路地裁刑事部)
 - (2) 欠席者
石井清行(北海道建築士事務所協会釧路支部) 栗林定正(釧路青年会議所)
會田正和(釧路地方検察庁)
 - (3) 説明者
末永 進(所長) 早川 登(事務局長) 菊池優一(民事首席書記官)
福岡正美(刑事首席書記官) 上田俊明(事務局次長)
 - (4) 庶務
織田裕彦(総務課長) 菅原 克(総務課課長補佐) 田向百代(庶務係長)
- 4 委員会内容
 - (1) 裁判所からの説明
ア 広報ビデオ「知っていますか裁判所」を視聴した。
イ 菊池民事首席書記官から民事事件に関する説明がされた(主な内容は次のとおり)。
 - (ア) 事件の種類
 - (イ) 主な債務名義取得までの事件の流れ
 - (ウ) 強制執行関係
 - (エ) 倒産関係
 - (オ) その他(行政訴訟, DV保護, 人事訴訟及び近年の事件動向の特徴など)
ウ 福岡刑事首席書記官から刑事事件に関する説明がされた(主な内容は次のとおり)。
 - (ア) 刑事裁判の流れ(公判, 略式, 交通即決など)
 - (イ) 釧路管内における通常第一審事件動向
 - (ウ) 検討されている新たな制度(裁判員制度, 公的弁護制度, 刑事裁判の充実・迅速化のための方策など)
 - (2) 下記のとおりそれぞれ会場を移し, 裁判所が事件等で取り入れている各種機器の説明等を受けた。
ア テレビ会議システム(2階3号法廷にて, 旭川地裁と電話回線を接続し, 模擬証人尋問を行った。)
イ ビデオリンクシステム(4階家裁5号調停室及び2階1号法廷にて, 実際に接続した状態を見学した。)

ウ 電話会議システム（3階7号法廷にて、本別簡裁と電話回線を接続した状態を見学した。）

- (3) 4号法廷において、覚せい剤取締法違反刑事事件の模擬裁判を体験した。

裁判官役を務めた3人の委員は、検察官の求刑に基づいて、10分ほど合議を行って刑期を定めた。

判決の宣告後、裁判官役の3人の委員は、被告人の人生や家庭を左右する刑期を決めることの難しさがよく分かったと感想を述べていた。

- (4) 質疑応答

委員の一人から、

(ア) 釧路では民事事件の情報をどのようにマスコミに提供しているか、

(イ) 地裁根室支部では、取扱い刑事事件数が減少しているが過去数年の事件数はどうなっているか

についての質問が事前に書面で提出され、次のとおり回答があった。

- (ア)について

窓口担当者は、事務局総務課長が担当していること。

開廷の予告の範囲は、事件部で期日簿を閲覧させているが、今後期日簿の写しを総務課に置き報道機関対応の窓口を一本化する予定であること。

民事事件であれば、被告に訴状の副本が送達された後に訴状の写しを閲覧許可し、刑事事件であれば、第一回公判後、起訴状の写しを閲覧させていること。

裁判結果の告知については、求めがあれば原則として告知していること。その際には、判決等の要旨を告知したり、写しを閲覧させていること。また求めに応じて裁判書写し、判決要旨及び骨子を交付することもあること。

電話による取材については、原則として応じていないこと。

- (イ)について

裁判所としては、根室支部に起訴された刑事事件は全て根室支部で取り扱っており、その推移は次のとおりである。

地裁刑事第一審事件数：

平成11年28件、

同12年15件、

同13年8件、

同14年3件、

同15年（概数）1件

簡裁刑事第一審事件数：

平成11年5件、

同10年1件、

同13年及び14年が0件、

平成15年（概数）1件

- (5) 委員会運営について

ア 本委員会議事概要発行手続については、今後も当面、議事概要草稿を委員全員により事前にチェックした上で、発行することとなった。

イ 今後の検討内容については、裁判所が事前に用意するのではなく、各委員が個々に意見交換したい事項、議題を事前に事務局に提出し、そこで出された事項につき、順次意見交換していくこととなった。

ウ 第4回地裁委員会の開催日と時間

平成16年5月28日（金）午後1時30分～